

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

本市職員を次のとおり処分しました。

1 被処分者及び処分の内容

職 階	年 代	性 別	処分内容
課長補佐・担当主査級	5 0 代	男	戒告

また、被処分者の上司であり、管理監督する立場である所属課長を口頭厳重注意としました。

2 事案の概要

被処分者は、令和6年3月12日午後6時18分頃、公務中に公用車で市内を運転中、不注意により横断歩道上の歩行者に接触して転倒させ、全治約1カ月の怪我を負わせたものです。このことにより、過失運転致傷による罰金30万円の刑事処分が令和6年7月3日に、また運転免許停止30日間の行政処分が令和6年4月30日に科せられています。

3 処分年月日 令和6年7月18日

4 処分の理由

歩行者と横断歩道で接触する事故を起こし、略式起訴のうえ罰金刑が確定していることから、被処分者に相当の過失があったと判断されます。このことは、法令を遵守すべき公務員としてあるまじき行為であり、市の信頼を著しく失わせるものであります。

このため、新庄市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例にもとづき、処分を行ったものです。

このような不祥事は決してあってはならないことであり、心から深くお詫び申し上げます。事故防止に向け、職員一人ひとりが改めて安全運転を心がけ、交通安全に向けた意識の徹底を図ってまいります。